大雨により被災されたお客さまの ガス工事費およびガス料金の特別措置について

平成23年8月1日 北陸ガス株式会社

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

北陸ガスは、大雨に伴い平成23年7月29日に災害救助法が適用された当社供給区域(新潟地区、長岡地区、三条地区、越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区)のお客さまに対して、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、下記のとおりガス工事費とガス料金の特別措置を行うこととし、本日、関東経済産業局長に認可申請を行い、同日直ちに認可を受けました。

これは、被災された当社供給区域のお客さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただこうと、特別措置を行うものです。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを 使用するための臨時のガス工事については、平成23年10月31日までにお申し 込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

2. ガス料金の支払期限*の延長

被災されたお客さまの平成23年7月分、8月分および9月分の各ガス料金の支払 期限をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して30日目の日。

3. 不使用月のガス料金の免除

被災日(災害救助法適用日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6カ月に おいて、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、 基本料金を申し受けいたしません。

■本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス㈱新潟支社 025-229-7000

長岡支社 0258-39-9000

受付時間 8:30~17:10(日、祝日除く)

以上

<報道機関のお問い合わせ先> 北陸ガス株式会社

総合企画グループ 担当 渋谷 TEL: 025-245-2214